

7-(1)	震災等、緊急時の「情報収集を目的とした衛星電話使用の法制化」による適確な救助・救援活動の実施
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	電波法
要望の具体的内容	<p>地震・津波等の被災直後において、救援者が初動時の情報収集を行う際、現状では「電波法」で使用が制限されている「衛星電話」の使用を認めることを法制化するものです。</p> <p>実際この問題は、「阪神淡路大震災」の時から言われていたことで、未だに解決されていないことが、問題の本質にあると思われます。</p>
規制の現状と要望理由	<p>東日本大震災では、携帯電話・固定電話などの地上系の通信システムが大ダメージを受け、救助活動や支援要請、安否確認などの大きな障害になりました。今回のような大規模で広範囲にわたる津波・地震災害、または危機管理体制の整備において、現実的な通信システムは、「衛星系の通信」が基本となります。</p> <p>実際に今回の災害において、メディアや支援機関などで使用されたものは、アラブ首長国連邦(UAE)の企業が提供するスラーヤという衛星サービスで、地上の携帯電話並に小型・高性能な衛星携帯電話です。</p> <p>しかし、この衛星サービスは、日本の電波法では技術基準などが規定されておらず、通常は使用不可となっています。</p> <p>今回の震災では、最終的には総務省が特別に使用を許可しましたが、通信システムの被災直後の情報収集が遅くなり、被害をより大きいものにしたことは周知のとおりです。この衛星電波は日本にも来ており、技術的な問題は全く無いことから、至急、法制度を整備し、次なる大規模災害に備えるのが急務であると考えます。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省

7-(2)	気象情報の公開
要望の視点	1. 復旧
規制の根拠法令	気象業務法 第6条 にて「気象庁以外の政府機関等が気象の観測を行なう場合は、国土交通省令で定めた技術上の基準(検定)に従ってこれをしなければならない」と定めており、その2項 1にて「検定を受けていない観測機による観測データの公表は禁止」されている。
要望の具体的内容	東日本大震災の被災地を特区として取り扱い、気象検定の法律にとらわれず気象観測の実施と情報の公開を可能とすること
規制の現状と要望理由	<p>(現状) KDDIとウェザーニュースが共同で企画した「ソラテナ」では最新の気象技術を活用し、全国3000箇所に気象観測ネットワークを構築。但し最新の気象技術基準と気象検定基準の乖離、検定に伴う費用負担増もあり、貴省検定を受けておらず、より身近な観測データ収集をするため気温などの数字データは公開できない状況である。</p> <p>(要望理由) 1. 今般の大震災により、太平洋岸に設置されていた気象庁の観測ネットワークは被害を受け、観測データの一部は現在も補完できない状態。 2. 避難所や電力供給など非日常の生活において、季節の変化は熱中症や低温障害など健康に大きな影響を与えており、最新の身近な気象情報を被災者に届けたい。 3. 気象庁からの要望があれば、「ソラテナ」で観測した気象データを気象庁に提供し、気象庁が津波により逸失した観測ネットワークの補完データとして利用できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	気象庁